



三重県公報

平成29年8月22日（火）

第 2931 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
593	三重県情報公開条例第31条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	(情 報 公 開 課)	2
594	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
595	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
596	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
597	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	2
598	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
599	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
600	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
601	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	3
602	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
603	同伴	(同)	4
	公 安 委 告 示		
100	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	4
	公 告		
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	5

告 示

三重県告示第 593 号

三重県情報公開条例第 31 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表中「三重県道路公社」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

三重県告示第 594 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
南伊勢透析クリニック	度会郡南伊勢町船越 111 番地 2	平成 29 年 8 月 1 日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 595 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーション きずな	志摩市阿児町鶴方 2980 番地 27	志摩市阿児町鶴方 2822 番地 53	平成 27 年 3 月 1 日

三重県告示第 596 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
種村耳鼻咽喉科医院	四日市市浜田町 7 番 2 号	平成 29 年 6 月 30 日
星見歯科クリニック	桑名市星見ヶ丘 1-406-3	平成 27 年 8 月 31 日
片山歯科医院	伊勢市勢田町 103-102	平成 29 年 7 月 31 日

三重県告示第 597 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
伊藤歯科医院	津市新町 1-7-5	平成 29 年 7 月 1 日
株式会社さわだ薬局 瀧原店	度会郡大紀町滝原 1512	平成 29 年 6 月 14 日

三重県告示第 598 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
南伊勢透析クリニック	度会郡南伊勢町船越 111 番地 2	平成 29 年 8 月 1 日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 599 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーション きずな	志摩市阿児町鶴方 2980 番地 27	志摩市阿児町鶴方 2822 番 地 53	平成 27 年 3 月 1 日

三重県告示第 600 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
種村耳鼻咽喉科医院	四日市市浜田町 7 番 2 号	平成 29 年 6 月 30 日
星見歯科クリニック	桑名市星見ヶ丘 1-406-3	平成 27 年 8 月 31 日
片山歯科医院	伊勢市勢田町 103-102	平成 29 年 7 月 31 日

三重県告示第 601 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
伊藤歯科医院	津市新町 1-7-5	平成 29 年 7 月 1 日
株式会社さわだ薬局 瀧原店	度会郡大紀町滝原 1512	平成 29 年 6 月 14 日

三重県告示第 602 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を新設する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) トライアル久保店
松阪市久保町 1897-1 ほか
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 8 月 22 日から同年 9 月 22 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 603 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アドバンスモール松阪
松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 8 月 22 日から同年 9 月 22 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 100 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成 29 年 8 月 22 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

- 1 審査の種類及び実施期日
 - (1) 技能検定員審査
 - ア 大型自動車免許及び中型自動車免許
平成 29 年 9 月 28 日（木）
 - イ 準中型自動車免許
平成 29 年 9 月 26 日（火）
 - ウ 大型特殊自動車免許、牽引^{けん}免許及び中型自動車第二種免許
平成 29 年 9 月 27 日（水）
 - エ 大型自動二輪車免許
平成 29 年 9 月 29 日（金）
 - オ 普通自動二輪車免許
平成 29 年 9 月 25 日（月）
 - (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許
平成 29 年 9 月 28 日（木）
- イ 準中型自動車免許
平成 29 年 9 月 26 日（火）
- ウ 大型特殊自動車免許、牽引^{けん}免許及び中型自動車第二種免許
平成 29 年 9 月 27 日（水）
- エ 大型自動二輪車免許
平成 29 年 9 月 29 日（金）
- オ 普通自動二輪車免許
平成 29 年 9 月 25 日（月）
- 2 実施場所
三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター
- 3 申請手続
- (1) 申請書の受付期間
平成 29 年 9 月 4 日（月）から同月 8 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
- (2) 申請書の配布場所及び提出先
三重県警察本部交通部運転免許センター 免許試験室教習所指導係
- (3) 申請方法
申請書に所定の事項を記載し、必要な書類を添えて提出してください。
なお、提出書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。
- (4) 受審資格
- ア 技能検定員審査を受審しようとする者は、受審しようとする免許種別以外の技能検定員資格者証の交付を受けている者としてします。
- イ 教習指導員審査を受審しようとする者は、受審しようとする免許種別以外の教習指導員資格者証の交付を受けている者としてします。
- 4 問合せ先
御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 内線 432・433）へ問い合わせてください。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画下水道
名張市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
